|  |
| --- |
| **粉じん作業を行う作業場** |

粉じん障害防止規則第23条の2に定める掲示

**１．粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類およびその症状**

|  |  |
| --- | --- |
| 疾病の種類 | 気道障害、肺障害、じん肺、肺結核、結核性胸膜炎続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸原発性肺がん |
| 症状 | せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少 |

**２．粉じん等の取扱い上の注意事項**

(1)局所排気装置等を設置し、使用すること。

(2)水をまくなど湿潤化して、粉じんの発生を抑えること。

(3)注水により作業の湿式化できる場合は、湿式化を行うこと。

(4)毎日かつ頻繁に作業場を真空掃除機または水洗等の方法で清掃すること。

(5)粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテン等適切な間仕切りをすること。

(6)風上で作業を行うこと

(7)飛散防止用に保護メガネを着用すること

(8)定期的にじん肺健康診断を受けること

**３．次の場所および次の作業にあっては、下記に定める保護具を使用すること。**

|  |  |
| --- | --- |
| 作業場所 | 〇〇室 |
| 作業内容 | グラインダー等で金属等を研磨する作業グラインダー等で金属のバリ取りをする作業切断機を使用して金属の切断する作業アーク溶接および溶断をする作業 |

使用すべき保護具

**☑使い捨て防じんマスク（性能区分　D2　　　）**

**□取り換え式防じんマスク（性能区分　　　　）**

**□防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具**

**☑保護めがね　　□フェースシールド**